

群馬大学大学院医学系研究科ダイバーシティ推進委員会規程

平成30.1.16 制定

改正 令和2.9.15

(設置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科に、群馬大学大学院医学系研究科ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、群馬大学が取り組む男女共同参画事業及びダイバーシティ推進事業について、医学系研究科で継続的に広報活動を行い、教職員の働き方に対する意識改革を図りつつ、医学系研究科において、女性教員の採用比率の向上又は上位職への登用機会の増加を推進するために必要な手段を講じ、女性教員が活躍、躍進しやすい環境を構築すること及びダイバーシティ推進に必要な環境を構築することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学系研究科の分野及び病院の協力講座から選出された教員 6人
- (3) 生体調節研究所の協力講座から選出された教員 2人
- (4) 重粒子線医学研究センターの協力講座から選出された教員 1人
- (5) 昭和地区事務部総務課長
- (6) その他医学系研究科長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第2号から第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学系研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(調査会)

第8条 委員会に、必要に応じて調査会を置くことができる。

(提言等)

第9条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成するために、必要に応じて医学系研究科

の関係部署等に対して、提言又は提案を行うことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月16日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号から第4号及び第6号の委員の任期は、第4条の規程にかかわらず、令和3年3月31日までとする。